

災害時要配慮者の福祉避難所として施設等を使用することに関する協定書

(趣旨)

第1条 この協定は、大規模な地震、風水害等の災害（以下「災害」という。）により、災害時要配慮者（以下「要配慮者」という。）が避難を余儀なくされた場合に、伊勢市（以下「甲」という。）が、社会福祉法人 賀集会（以下「乙」という。）に対し、福祉避難所として施設等の使用の協力を要請することについて、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この協定において「要配慮者」とは、次に掲げる者のうち、施設の入所基準に該当し、又は該当すると認められる者で、災害時に何らかの配慮を求める者をいう。

- (1) 介護保険の要支援及び要介護認定を受けている者
- (2) 上記(1)と同一世帯の者及び甲が必要と認めた介護者
- (3) 上記(1)及び(2)に準ずる者

(施設の使用の要請)

第3条 甲は、要配慮者があらかじめ指定する避難所では対応できない場合、次に掲げる施設を福祉避難所として使用することについて、乙に協力を要請できるものとする。

- (1) 施設名称 特別養護老人ホーム 賀集楽
介護利用型ケアハウス 賀集楽
- (2) 所在地 伊勢市宇治浦田3丁目23-15

(協力の受諾)

第4条 乙は、甲から第3条に定められた協力の要請を受けたときは、できる限り受諾するよう努めるものとする。

(要請の手続等)

第5条 甲は、第3条の規定により施設等の使用について、乙に協力を要請する場合は、あらかじめ電話等で確認のうえ、次に掲げる事項を明らかにして書面で行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、この限りではない。

- (1) 要配慮者の住所、氏名、心身の状況、連絡先等
- (2) 身元引受人の住所、氏名、連絡先等
- (3) 使用する期間

(要配慮者等の移送)

第6条 乙は、甲の依頼があった場合は、避難が必要な要配慮者等の自施設への移送を行うよう努めるものとする。ただし、それによりがたいときは甲乙協議のうえ決定するものとする。

(物資の調達及び介護支援者の確保)

第7条 甲は、要配慮者に係る日常生活用品、食料及び医薬材料等の必要な物資の調達に努めるものとする。

2 甲は、乙が要配慮者を適切に介護ができるようボランティア等の介護支援者の確保に努めるものとする。

(経費の負担)

第8条 要配慮者が利用期間内に要した経費については、原則として協力を要請した甲の負担とする。ただし、甲が負担する経費の価格については、甲乙協議のうえ決定するものとする。

(受入可能人員等)

第9条 甲及び乙は、本協定締結後、受入可能人員、必要物資の調達等について、あらかじめ協議するものとする。

(有効期限)

第10条 この協定書の有効期限は毎年度末とし、甲乙双方に異議がない場合は翌年度においても自動的に更新されるものとする。

(協定の解除)

第11条 甲又は乙は、この協定を解除しようとするときは、3カ月前に文書で相手方に通知しなければならない。

(疑義の解決)

第12条 この協定に定めのない事項及びこの協定に関して疑義が生じたときは、その都度甲乙協議して定める。

この協定の締結を証するため、この協定書を2通作成し、甲乙記名押印のうえ、各自その1通を保有する。

令和 元年 7月 5日

伊勢市岩渕1丁目7番29号

甲 伊勢市

伊勢市長 鈴木 健一

伊勢市宇治浦田3丁目23番15

乙 社会福祉法人 賀集会

理事長 前田 哲